

「登山計画作成のためのガイドライン」の改訂について

令和 5 年 2 月 1 日

学校安全課

1 趣旨

令和 4 年 7 月 6 日に開催した第 3 回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会において検討された「学校活動における登山活動の範囲の設定及び登山アドバイザー派遣事業における基準の改正」について記載することや前回の改訂（2020.3.31）以降、運用する中で出てきた安全対策について新たに追記すべき事項として対応するため、登山計画作成のためのガイドライン※の改訂を行うこととする。

2 改訂のスケジュール

- ・ 10 月 21 日（金） 第 5 回登山計画審査会 ガイドライン改訂案の検討
- ・ 2 月 1 日（水） 第 4 回あり方検討委員会 ガイドライン改訂案の報告
- ・ 2 月 17 日（金） 第 6 回登山計画審査会 ガイドライン改訂案の報告
- ・ 3 月中 ガイドライン改訂

3 資料

- ・ 改訂内容（一覧） 資料 5 - 2
- ・ 改訂内容（解説） 資料 5 - 3
- ・ 新旧対照表 資料 5 - 4 ・ 資料 5 - 5
- ・ キレット・稜線・雪渓写真 資料 5 - 6
- ・ 50 火山図 資料 5 - 7

※ 登山計画作成のためのガイドラインとは

登山計画作成のためのガイドラインとは、県立学校が登山を実施する上で遵守すべき通知や事項等をまとめたものであり、県立学校は、これに基づき登山計画を作成することになる。

県立学校が実施する登山（部活動登山を含む）は、県立学校管理規則第 9 条において定める学校行事であり、その実施に当たっては、事前に、登山計画審査会の審査結果を経て、県教育委員会の承認を受ける必要がある。